

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 図書館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、図書館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、本則に規定する事務に係る法令若しくは条例の規定によって藤沢市教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又は法令若しくは条例の規定によって藤沢市教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（藤沢市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 藤沢市スポーツ推進審議会条例（昭和37年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

附則第2項中「第3条」を「第5条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

（藤沢市図書館に関する条例の一部改正）

4 藤沢市図書館に関する条例（昭和61年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条、第9条、第10条及び第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会が」を削る。

（藤沢市民ギャラリー条例の一部改正）

5 藤沢市民ギャラリー条例（昭和61年藤沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第1項及び第2項、第6条第2項、第8条並びに第10条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（藤沢市アートスペース条例の一部改正）

6 藤沢市アートスペース条例（平成27年藤沢市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第2項中「教育委員会は」を「市長は」に改める。

第10条第2項、第12条、第14条並びに第15条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（藤沢市藤澤浮世絵館条例の一部改正）

7 藤沢市藤澤浮世絵館条例（平成28年藤沢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条、第6条、第7条並びに第8条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正）

8 藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成8年藤沢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条、第6条第1項、第3項及び第5項、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第12条、第13条第1項及び第3項、第14条、第15条並びに第16条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会が」を削る。

別表第2備考4中「教育委員会」を「市長」に改める。

（藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正）

9 藤沢市石名坂温水プール条例（昭和61年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条第1項から第3項まで及び第5項、第6条から第9条まで並びに第10条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考3中「教育委員会」を「市長」に改める。

（藤沢市スポーツ広場条例の一部改正）

10 藤沢市スポーツ広場条例（平成22年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条及び第7条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条及び第9条中「教育委員会は、教育委員会規則」を「市長は、規則」に改める。

第11条第1項、第12条、第13条第1項及び第3項並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会が」を削る。

(藤沢市文化財保護条例の一部改正)

11 藤沢市文化財保護条例（昭和35年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条から第8条まで、第9条第1項、第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、教育に関する事務の職務権限の一部を、教育委員会から市長に移管する必要による。